別紙

公設民営学校の設置に伴う関係例規の改正の要否について

１　公設民営学校の概要

　　公設民営学校とは、国家戦略特別区域法における学校教育法の特例を活用し、公立学校の運営を指定管理法人（民間法人）に行わせるものであり、指定管理者制度に準じた制度となっています。（「学校の設置者」は大阪府、「学校の管理者」は指定管理法人となります。）

　　学校の運営は、指定管理法人がそのノウハウを活かした特色ある教育活動を行うこととなりますが、学校の位置づけはあくまでも大阪府立の学校であり、公立学校としての教育水準及び公共性については教育委員会が担保しなければなりません。

　　また、指定期間中に指定管理法人による学校の管理の継続が困難となる事態が生じた場合は、教育委員会が自ら管理を行うこととなり、こうした事態に備えてあらかじめ対策を講じることとされています。

２　指定管理者制度と公設民営学校の比較

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 指定管理者制度 | 公設民営学校 |
| 根拠法 | 地方自治法第244条の２第３項 | 国家戦略特別区域法第12条の３第１項 |
| 受託者 | 限定なし | 学校法人、準学校法人、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人のみ |
| 条例で定める事項 | ・指定の手続  ・管理の基準及び業務の範囲  ・その他必要な事項 | ・指定の手続  ・管理に関する基本的な方針  ・入学、卒業等の処分の手続及び基準  ・管理の基準及び業務の範囲  ・その他必要な事項 |
| 設置者の関与 | 報告の聴取、立入検査、指示、指定取消し | 同左 |
| 守秘義務違反 | 規定なし | １年以下の懲役又は50万円以下の罰金 |
| 刑法等の刑罰 | 適用なし | 公務員にみなして適用 |

３　規定整備が必要な事項の考え方

（１）指定管理者と同様に取扱うこととするための規定整備

　　　公設民営学校における指定管理法人について、指定管理者制度における指定管理者と同様に取扱うことが望ましい事項について、関係例規の規定整備の必要があると考えています。なお、指定管理者制度と公設民営学校の対応関係は次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 指定管理者制度 | 公設民営学校 |
| 地方自治法第244条の２第３項に規定する指定管理者 | 国家戦略特別区域法第12条の３第１項に規定する指定公立国際教育学校等管理法人（指定管理法人） |
| 地方自治法第244条第１項に規定する公の施設 | 国家戦略特別区域法第12条の３第１項に規定する公立国際教育学校等  ※「公の施設」には学校（公立国際教育学校等）も含まれている。 |